

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第32号

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重北勢健康増進センター条例施行規則（平成11年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により許可施設の使用許可を受けようとする者は、条例別表第4の運動施設等の専用使用（以下「専用使用」という。）<u>、</u>条例別表第5の会議施設の使用（以下「会議施設使用」という。）<u>及び備品使用</u>については、別表第2に規定する申請期間内に<u>四日市市公共施設等使用許可申請書</u>（第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）により、条例別表第2、条例別表第3及び条例別表第4の運動施設等の個人使用（以下「個人使用」という。）については、三重北勢健康増進センター普通使用券（第4号様式から第7号様式まで。以下「普通使用券」という。）の購入により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2から5まで （略）</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により許可施設の使用許可を受けようとする者は、条例別表第4の運動施設等の専用使用（以下「専用使用」という。）<u>及び</u>条例別表第5の会議施設の使用（以下「会議施設使用」という。）については、別表第2に規定する申請期間内に<u>四日市市公共施設使用許可申請書</u>（第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）により、条例別表第2、条例別表第3及び条例別表第4の運動施設等の個人使用（以下「個人使用」という。）については、三重北勢健康増進センター普通使用券（第4号様式から第7号様式まで。以下「普通使用券」という。）の購入により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2から5まで （略）</p>

(備品使用許可の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により許可施設の備品の使用許可を受けようとする者は四日市市公共施設備品使用許可申請書（第8号様式。以下「備品使用許可申請書」という。）により市長に申請し、四日市市公共施設備品使用許可書（第9号様式。以下「備品使用許可書」という。）の交付を受けなければならない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第6条 第4条の規定にかかわらず、四日市市公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）を利用して使用許可申請の予約（以下「仮予約」という。）を受けようとする者は、システム利用者登録申請書（第10号様式）により市長に申請し、システム利用者登録済証（第11号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

3 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、市長に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする

(仮予約の申請)

第5条 市長は、四日市市公共施設案内・予約システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2及び3 (略)

(許可施設の使用期間)

第6条 (略)

(専用使用の制限)

第7条 (略)

(使用の許可)

第8条 市長は、第4条第1項の申請について適当と認めたときは、使用許可を決定し、個人使用については普通使用券を、専用使用、会議施設使用及び備品使用については四日市市公共施設

る。

(1) 登録の廃止の届出をしたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届出を怠ったとき。

(4) 条例及び規則に違反したとき。

(5) システムを不正に利用したとき。

(6) 前各号のほか、市長が登録者として不適当と認めたとき。

5 市長は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(仮予約の申請)

第7条 市長は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2及び3 (略)

(許可施設の使用期間)

第8条 (略)

(専用使用の制限)

第9条 (略)

(使用の許可)

第10条 市長は、第4条第1項の申請について適当と認めたときは、使用許可を決定し、個人使用については普通使用券を、専用使用及び会議施設使用については四日市市公共施設使用許可

等使用許可書（第12号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（許可の順位）

第9条 （略）

（延長使用等）

第10条 （略）

（回数使用券の共通使用、種別変更）

第11条 （略）

（グラウンドゴルフ場の夜間照明）

第12条 （略）

（使用の変更及び取消し）

第13条 使用者は、既に使用許可を受けた使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設等使用取消申請書（第16号様式）に使用許可書を添えて、使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、四日市市公共施設等使用変更申請書（第17号様式）に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前（当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日）までに申請しなければならない。

書（第12号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（許可の順位）

第11条 （略）

（延長使用等）

第12条 （略）

（回数使用券の共通使用、種別変更）

第13条 （略）

（グラウンドゴルフ場の夜間照明）

第14条 （略）

（使用の変更及び取消し）

第15条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書（第16号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前（当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日）までに申請しなければならない。

2 (略)

(特定設備等の使用料)

第14条 (略)

(使用料の納付)

第15条 (略)

2 使用者は、第13条の規定により使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足を生じたときは、その不足額を使用の終了時まで納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合において、年度を越えて前納できない場合その他使用料を前納できないときは、使用料を使用の終了後に納付することができる。

3 (略)

(使用料の減免)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項第3号から第6号までに該当するものが使用料の減免を受けようとするときは、四日市市公共施設等使用料減免申請書（第18号様式。以下「減免申請書」という。）に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(特定設備等の使用料の減免)

第17条 (略)

2 (略)

(特定設備等の使用料)

第16条 (略)

(使用料の納付)

第17条 (略)

2 使用者は、第15条の規定により使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足を生じたときは、その不足額を使用の終了時まで納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合において、年度を越えて前納できない場合その他使用料を前納できないときは、使用料を使用の終了後に納付することができる。

3 (略)

(使用料の減免)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項第3号から第6号までに該当するものが使用料の減免を受けようとするときは、四日市市公共施設使用料減免申請書（第17号様式。以下「減免申請書」という。）に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(特定設備等の使用料の減免)

第19条 (略)

(優待券等)

第18条 条例第7条に規定する優待券及び招待券の様式は、それぞれ第19号様式及び第20号様式に定めるとおりとする。

(使用料の還付)

第19条 (略)

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、四日市市公共施設等使用料還付申請書(第21号様式)に未使用の回数使用券又は使用許可書及び領収書を添えて市長に申請しなければならない。

(特別の設備の申請)

第20条 (略)

(使用者の遵守事項)

第21条 (略)

(職務上の立入り)

第22条 (略)

(施設等の損傷の届出)

第23条 (略)

(使用後の届出及び点検)

第24条 (略)

(補則)

(優待券等)

第20条 条例第7条に規定する優待券及び招待券の様式は、それぞれ第18号様式及び第19号様式に定めるとおりとする。

(使用料の還付)

第21条 (略)

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に未使用の回数使用券又は使用許可書及び領収書を添えて市長に申請しなければならない。

(特別の設備の申請)

第22条 (略)

(使用者の遵守事項)

第23条 (略)

(職務上の立入り)

第24条 (略)

(施設等の損傷の届出)

第25条 (略)

(使用後の届出及び点検)

第26条 (略)

(補則)

第 2 5 条 (略)

第 2 7 条 (略)

改正後

別表第 3 (第 1 4 条関係)

特定設備使用料

(略)

備考

(略)

改正前

別表第 3 (第 1 6 条関係)

特定設備使用料

(略)

備考

(略)

改正後

別表第 4 (第 1 4 条関係)

備品器具使用料

(略)

備考

(略)

改正前

別表第 4 (第 1 6 条関係)

備品器具使用料

(略)

備考

(略)

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

四日市市公共施設等使用許可申請書

受付番号

申込日

◎申請者情報

利用者番号

利用者名・団体名

代表者名

代表者住所

代表者電話番号

申請者

申請者電話番号

次のとおり、四日市市公共施設等を使用したいので申請します。

◎使用情報

利用施設

利用目的

利用人数

◎使用一覧

	利用日	施設内の場所・備品等	利用料	延長	支払額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			支払合計額		
			収納済額		
			支払方法		

第 8 号様式から第 1 1 号様式までを次のように改める。

第 8 号様式 削除

第 9 号様式 削除

第 1 0 号様式 削除

第 1 1 号様式 削除

第 1 2 号様式を次のように改める。

第12号様式（第8条関係）

四日市市公共施設等使用許可書

受付番号

申込日

承認日

次のとおり、四日市市公共施設等の使用を許可します。

◎申請者情報

利用者番号

利用者名・団体名

代表者名

◎使用情報

利用施設

利用目的

利用人数

◎使用一覧

	利用日	施設内の場所・備品等	利用料	延長	支払額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			支払合計額		
			収納済額		
			支払方法		

四日市市  
四日市市長



第16号様式から第19号様式までを次のように改める。

四日市市公共施設等使用取消申請書

受付番号

申込日

◎申請者情報

利用者番号  
 利用者名・団体名  
 代表者名  
 代表者住所  
 代表者電話番号  
 申請者  
 申請者電話番号

次のとおり、使用の取消を申請します。

◎使用情報

利用施設  
 利用目的  
 利用人数

◎取消一覧

	利用日	施設内の場所・備品等	取消料	収納済額	支払額
	利用時間				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
取消理由			支払合計額		
			収納済額		
			支払方法		
備考					

四日市市公共施設等使用変更申請書

受付番号

申込日

◎申請者情報

利用者番号  
 利用者名・団体名  
 代表者名  
 代表者住所  
 代表者電話番号  
 申請者  
 申請者電話番号

次のとおり、使用内容の変更を申請します。

◎使用情報

利用施設  
 利用目的  
 利用人数

◎使用一覧

	利用日	施設内の場所・備品等	利用料	延長	支払額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
変更理由			支払合計額		
			収納済額		
			支払方法		

備考

四日市市公共施設等使用料減免申請書

受付番号

申込日

◎申請書情報

利用者番号  
 利用者名・団体名  
 代表者名  
 代表者住所  
 代表者電話番号  
 申請者  
 申請者電話番号

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

◎使用情報

利用施設  
 利用目的  
 利用人数

◎減免情報

減免理由  
 減免率

◎使用一覧

	利用日	施設内の場所・備品等	利用料	延長	支払額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			支払合計額		
			収納済額		
			支払方法		

第19号様式（第18条関係）

（表）

三重北勢健康増進センター優待券		No.
使用運動施設		
使用者区分		
使用時間	2時間以内	
		有効期限
		四日市市

（裏）

<ol style="list-style-type: none"><li>1 本券1枚で表示の運動施設を1人が使用できます。</li><li>2 第2プール、軽運動室及びグラウンドゴルフ場は、専用使用時には使用できません。</li><li>3 中学生以下は、休養施設を使用できません。</li><li>4 入場前に本券を総合受付へ提示してください。</li><li>5 係員が求めたときは、本券を提示してください。</li><li>6 本券は他人に貸したり、譲渡することはできません。</li><li>7 本券を紛失したときは、料金を納付していただきます。</li><li>8 本券の換金はできません。</li></ol>
--

第 19 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第20号様式（第18条関係）

（表）

三重北勢健康増進センター招待券	No.
使用運動施設	
使用者区分	
	有効期限
	四日市市

（裏）

<ol style="list-style-type: none"><li>1 本券1枚で表示の運動施設を1人が使用できます。</li><li>2 トレーニングジムは、健康度測定又は総合体力測定を受けなければ使用できないので、体験的使用となります。</li><li>3 第2プール、軽運動室及びグラウンドゴルフ場は、専用使用時には使用できません。</li><li>4 中学生以下は、休養施設を使用できません。</li><li>5 入場前に本券を総合受付へ提示してください。</li><li>6 係員が求めたときは、本券を提示してください。</li><li>7 本券は他人に貸したり、譲渡することはできません。</li><li>8 本券を紛失したときは、料金を納付していただきます。</li><li>9 本券の換金はできません。</li></ol>
---

四日市市公共施設等使用料還付申請書

受付番号

申込日

◎申請者情報

利用者番号  
 利用者名・団体名  
 代表者名  
 代表者住所  
 代表者電話番号

申請者

申請者電話番号

次のとおり、使用料の還付を申請します。

◎使用情報

利用施設  
 利用目的  
 利用人数

◎還付情報

還付原因  
 還付率

◎使用一覧

	利用日	施設内の場所・備品等	収納済額	還付額
	利用時間			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
		計		
還付金振込先金融機関名			還付合計額	
本店・支店名		本店・（ ）支店	支払方法	
預金種別		普通・当座・その他（ ）		
口座番号				
口座名義人				
備考				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、改正前の三重北勢健康増進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三重北勢健康増進センター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 17 年四日市市規則第 10 号）	(略)	
四日市市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（平成 20 年四日市市規則第 33 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に		

掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成17年四日市市規則第10号）	(略)	
<u>三重北勢健康増進センター条例施行規則（平成11年四日市市規則第5号）</u>	<u>第16号様式</u>	<u>署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第33号）	(略)	
(略)		

(健康福祉部健康づくり課)